

(仮称) 逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例等の骨子案

1 条例制定の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第三次一括法）の施行により介護保険法の一部改正され、これにより介護保険分野では、厚生労働省令で定めきた2つの基準等を条例で制定することとなりました。

2 制定する条例の基となる厚生労働省令

- (1) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※指定介護予防支援事業とは、要支援者が在宅で日常生活を営むために必要な保険医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう、保健師・社会福祉士・介護支援専門員等が要支援者とサービス提供事業者等との連絡調整等を行う事業です。

- (2) 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準

3 制定する条例

- (1) 逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例（案）
 (2) 逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（案）
 (3) 逗子市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

4 基準省令（国）と条例（市）の関係

条例制定は、国から示される「基準省令」を基に条例を制定することが求められています。
 また、制定する際には、内容によって次のような条件がつけられています。

	逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例（案）	逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（案）
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ●従業者に係る基準及び員数 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者及びその員数 ・管理者 ●サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの <ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続きの説明及び同意 ・サービス提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員に係る基準及び員数
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ●従うべき基準以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針等 ●運営協議会（逗子市介護保険条例の一部を改正する条例（案））

ア 従うべき基準…法令の基準どおり

イ 参酌すべき基準…法令の基準を参照した上で、地方自治体が独自の判断で基準を定めることが可能

5 本市の独自基準（案）

(1) 逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例（案）

ア 暴力団の排除

役員などが逗子市暴力団排除条例に定める暴力団員等でない旨の規定を追加する。

●逗子市では、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、逗子市暴力団排除条例を制定しています。このことから、地域密着型サービス事業者の指定に当たっても、逗子市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団の排除の規定を追加するものです。

イ 記録の整備

サービスの提供に関する記録を整備し、保存期間を完結の日から2年間を5年間に延長する。

●事業者が不適正な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることになりますが、省令では、サービスの提供に関する記録の保存期間が、完結の日から2年間と規定されています。介護給付費の返還請求権は、地方自治法第236条の規定により5年間と定められていることから、地域密着型サービスの事業者に対しサービスの提供に関する記録の5年間の保存を義務付け、不適正な介護給付費の支給があった場合には、5年間遡ることができるようにするものです。

(2) 逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（案）

第1号被保険者数に応じた常勤の職員の員数を配置する。

●国の基準では、担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人未満までしか規定されておらず、6,000人を超える第1号被保険者数にも対応できる常勤の職員の員数を規定する必要性が生じたためです。